

多賀城市地域公共交通計画策定業務 事業者選定委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 多賀城市地域公共交通計画策定業務を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により当該業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）の決定を厳正かつ公平に行うため、多賀城市地域公共交通計画策定業務事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- （1）多賀城市地域公共交通計画策定業務に係る企画提案書等の審査に関すること。
- （2）候補者の選定に関すること。
- （3）その他委員会において必要と認めること。

（委員）

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

（委員長の職務）

第5条 委員長は、委員会の会務を総括する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員会の運営）

第6条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第7条 委員長は、必要があると認められるときは、議事に関係がある者に対して委員会への出席を依頼し、意見又は説明を求めることができる。

（守秘義務）

第8条 委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、多賀城市地域公共交通協議会事務局が行う。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附則

- 1 この要綱は、令和7年 月 日から施行する。

2 この要綱は、第2条に規定する委員会の所掌事務が終了したときをもって、その効力を失う。

別表（第3条関係）

委員会役職	職名
委員長	多賀城市地域公共交通協議会 会長（学識経験者）
副委員長	多賀城市地域公共交通協議会 事務局長
委員	多賀城市地域公共交通協議会 委員（市民）
委員	多賀城市地域公共交通協議会 委員（交通事業者）